

衆議院 農林水産委員会 會議録 第六号

平成二十六年十一月十八日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 江藤 拓君

理事 伊東 良孝君 理事 齋藤 健君

理事 谷川 弥一君 理事 宮腰 光寛君

理事 吉川 貴盛君 理事 篠原 孝君

理事 村岡 敏英君 理事 石田 祝稔君

理事 井野 俊郎君 理事 池田 道孝君

加藤 寛治君 金子万寿夫君

川田 隆君 坂本 哲志君

清水 誠一君 末吉 光徳君

鈴木 憲和君 武井 俊輔君

武部 新君 津島 淳君

中川 郁子君 中村 裕之君

橋本 英教君 堀井 学君

森山 裕君 築 和生君

山本 拓君 渡辺 孝一君

玉木雄一郎君 寺島 義幸君

鷺尾英一郎君 坂本祐之輔君

鈴木 望君 林 宙紀君

稲津 久君 佐藤 英道君

桜内 文城君 畑 浩治君

農林水産大臣 西川 公也君

農林水産副大臣 あべ 俊子君

農林水産大臣政務官 佐藤 英道君

農林水産大臣政務官 中川 郁子君

農林水産委員会専門員 奥井 啓史君

委員の異動

十一月十八日

辞任 補欠選任

菅家 一郎君 中村 裕之君

同日

辞任 補欠選任

中村 裕之君 菅家 一郎君

本日の會議に付した案件

農林水産関係の基本施策に関する件

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

外国漁船による違法操業の取締りに関する件

○江藤委員長 これより會議を開きます。

農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、お手元に配付いたしておりますとの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説明申し上げます。

本案は、我が国の領海及び排他的經濟水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止または許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則の強化等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、外国人漁業の規制に関する法律の一部改正についてであります。

本邦の水域における外国人による漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為及び探査の禁止に係る違反に関する罰金の額を、四百万円から三千万円に引き上げるとともに、漁業監督官または

漁業監督吏員による検査に関する規定を漁業法とは別に設けることとし、その拒否等をした者は、漁業法における罰則より重い六月以下の懲役または三百万円以下の罰金に処することとしております。

第二に、排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律の一部改正についてであります。

我が国の排他的經濟水域における外国人による漁業及び水産動植物の採捕の禁止または許可に係る違反に関する罰金の額を、一千万円から三千万円に引き上げるとともに、漁業監督官による検査に関する規定を漁業法とは別に定めることとし、その拒否等をした者は、漁業法における罰則より重い三百万円以下の罰金に処することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○江藤委員長 お諮りいたします。

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江藤委員長 起立総員。よって、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江藤委員長 この際、齋藤健君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、維新の党、公明党、次世代の党及び生活の党の六派共同提案による外国漁船による違法操業の取締りに関する件について決議すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。篠原孝君。

○篠原委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

外国漁船による違法操業の取締りに関する件(案)

我が国の領海や排他的經濟水域での外国漁船による違法操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっており、その確実な取締りが求められている。特に、中国漁船の大量越境操業への対応が喫緊の課題となっている。

よって政府は、「外国人漁業の規制に関する法律及び排他的經濟水域における漁業等に関する主権的權利の行使等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 外国漁船の違法操業に係る罰則の強化等に対応し、水産庁及び海上保安庁による漁業取締体制の一層の充実、強化を図ること。

二 漁業取締船、巡視船艇、航空機の整備、充実に努めるとともに、違法操業の現場を確実に捕捉するため、小型高速艇の導入を検討すること。

三 近隣諸国の事例に鑑みれば、取締時における外国漁船側の抵抗が懸念されることから、漁業監督官等の安全を確保するため、装備等の充実を図ること。
右決議する。

以上です。
何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○江藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江藤委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議として決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣西川公也君。

○西川国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を尊重し、関係府省との連携を図りつつ、最善の努力を尽くしてまいる所存でございます。

○江藤委員長 お諮りいたします。

ただいまの決議の議長に対する報告及び関係当局への参考送付の手續につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回、公報をもつてお知らせすることとし、

本日は、これにて散会いたします。
午前九時三十六分散会

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律

（外国人漁業の規制に関する法律の一部改正）

第一条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第六条の三を第六条の四とし、第六条の二を第六条の三とし、第六条の次に次の一条を加える。

（立入検査）

第六条の二 漁業監督官又は漁業監督吏員は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができ。

2 前項の場合には、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第三項の規定は、適用しない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九条の前の見出しを削り、第八条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第八条の二 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第二

号の二を第二号とし、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第九条の二 前二条の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物等、船舶又は漁具その他漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為若しくは探査の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第九条の三 第六条の二第一項の規定による漁業監督官又は漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十条中「前条第一項」を「第八条の二、第九条又は前条」に、「同項」を「各本条」に改める。

（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正）

第二条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「かわらず、」の下に「漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（第七十四条第一項、第二項、第四項及び第五項を除く。）その他を加え、」これを「これら」に改め、同条第三項中「排他的経済水域」を「前項に定めるもののほか、排他的経済水域」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 排他的経済水域における外国人の漁業等に関する漁業法第七十四条の規定の適用については、同条第一項中「農林水産大臣又は都道府県知事」とあるのは「農林水産大臣」と、「漁業監督官又は漁業監督吏員」とあるのは「漁業監督官」とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（立入検査）

第十五条の二 漁業監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、漁場、船舶、事業場、事務所、倉庫等に立ち入り、その状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に対し質問をすることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条の前の見出しを削り、第十七条の次に次の見出し及び一条を加える。

（罰則）

第十七条の二 第四条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第五条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。）次条第二号において同じ。）の規定に違反した者は、三千万円以下の罰金に処する。

第十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第四条第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第五條第一項（第十四条第一項において準用する場合を含む。）次号において同じ。」を「第四条第二項に、」次条を「第十九条」に改め、同条第二号中「次条を」第十九条に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 第十五条の二第一項の規定による漁業監督官の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三百万円以下の罰金に処する。

第二十條中「前二条」を「第十七条の二、第十八条又は前条」に改める。

第二十二條中「第十八条、第十九条」を「第十七條の二から第十九条まで」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年十一月二十五日印刷

平成二十六年十一月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D